

栃木県_下野新聞2020年12月2日掲載_暫定保管場所の選定

指定廃棄物 暫定保管場所の選定



Q 指定廃棄物の暫定保管場所は、どのように選ぶのですか？



A 国、県、市町で協議の上、暫定保管場所を選定していきます。

安全な保管等に万全を期すため、自然災害のおそれ等に留意し、国、県、市町でよく協議しながら、暫定保管場所の選定を進めていきます。

解決に向けて、一歩ずつ前に。
指定廃棄物の処理は、国が責任を持って進めます。

農家保管の指定廃棄物の集約保管に向け、暫定保管場所の選定の考え方について 関係市町長会議で議論しました。

令和2年6月26日に開催した関係市町長会議で、指定廃棄物の保管農家の方々の負担軽減を図るため、暫定的な集約保管の今後の進め方について議論しました。国が長期管理施設を県内1箇所に整備する方針は堅持しつつ、会議で提案した「暫定保管場所の選定の考え方」に沿って、安全な保管等に万全を期すため、自然災害のおそれ、自然環境の保全等に留意し、国、県、市町で協議の上、選定を進めていきます。

暫定保管場所の選定において留意する4つのポイント

ポイント1 自然災害のおそれ



地すべり、洪水、地震等のリスクを考慮します。

ポイント2 自然環境の保全



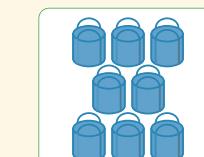
特に優れた自然環境の保全に及ぼす影響を考慮します。

ポイント3 史跡・名勝・天然記念物等の保護



遺跡等の保護に及ぼす影響を考慮します。

ポイント4 必要面積の確保等



保管量等を踏まえた必要面積、公道からのアクセス等を確保します。

上記に留意し、地域の実情に応じて、暫定保管場所の選定を進めていきます。



特定廃棄物に関するお問い合わせ窓口 **0120-869-444** フリーダイヤル(9:30~18:15日祝除く) 環境省 放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaikei.env.go.jp/>

栃木 指定廃棄物

検索

